



だれもが「大丈夫」と思える政治を 浅見みどり通信

日本共産党



日本共産党東村山市市議会議員 NO. 61
Higashimurayama City council member **Asami Midori**

ホームページ <https://asami.jcp-hihigasimurayama.net>



図書館長の司書要件がなくなる!!

図書館は市民だれもが

利用できる生涯学習施設

4月から「司書資格又は図書館の機能を達成するのに十分な資質を有している者」へと、図書館長の要件を緩和することとなりました。市は「司書要件があるため館長のなり手がいない」と説明していますが…



- ★市は司書資格を持つ正規職員の計画的な採用せず
- ★実務を担う図書館職員の多くを非正規職員(会計年度任用職員・再雇用職員)に担わせる体制になっている

図書館で働く司書はほぼ非正規雇用。

もっと積極的に司書を登用するべきでは?

図書館は教育・文化の発展に寄与する市民の財産

司書資格を軽視することは問題!

図書館長の資格要件緩和は安直です。条例は改正されてしまいましたが、司書資格の重要性を市に伝え、運用面で歯止めを掛けていくこともできるはず。市民の声が今後のカギとなります。

#困った時は共産党に相談しよう

市役所、ほっとシティ等に同行します

生活保護は権利

年金、仕事がある方、自宅に住んでいる方でも生活保護は申請できます。扶養照会は義務ではありません。

電話 080(3086)2422

メール kwiiykchan@tbz.t-com.ne.jp

図書館の大切な役割

- ☆ 市民だれでも無料で利用できる
- ☆ 多彩で相対立する資料・文献の集積によって市民の知を保障する施設



運動公園プール廃止

老朽化しているからなくすと言うけれど…

入場者減少について何の対策も講じませんでした。施設を活かし、未来へと残そうという努力があったのかどうか疑問に感じます。

また、市は小中学校の複合化・統廃合計画の中で各校のプールをなくす検討もしていますが、市民に示した資料からはプール削減について読み取ることはできません。説明責任を果たしているとは言えないのではないのでしょうか。

利用者や子どもの意見も尊重されず、市民に「仕方がない」とあきらめさせる姿勢はとても残念です。



スポーツは介護予防や医療費抑制につながることを踏まえても、プール廃止は問題です。



「社会教育」を体育施設条例から削除

「一般市民の利用に供し、市民の体育及びレクリエーションその他社会教育の振興を図るため必要な施設の設置、管理及び使用について定める」からその他社会教育を削除

【社会教育法 ※抜粋】

第2条(社会教育の定義)

「社会教育」とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

第3条(国及び地方公共団体の任務)

国及び地方公共団体は、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

体育施設条例改正の本当の目的は?

市は「何も変わらない」と言いますが、そうであればなぜ変えるのでしょうか。社会教育では認められない“何か”とは? 市民と共に注視していきます。